

お知らせ
News
**国民健康保険税の
税率が決まりました**

☎本庁舎国保年金課 内2167

《国民健康保険税（国保税）》

令和4年度の国保税は、昨年度の税率を据え置きます。

区分	医療分	後期高齢者 支援金等分	介護分
均等割	19,400円	9,000円	9,600円
平等割	13,900円	6,300円	4,400円
所得割	5.96%	2.49%	2.22%

※介護分は、40歳以上65歳未満の方に課税されます。

国保税は、国保事業を運営する大切な財源です。
納期内の納付にご協力をお願いします。

《子ども均等割減免》

年度内18歳以下の被保険者は、医療分および後期高齢者支援金等分の均等割が全額免除されます。
※年度途中の加入・脱退は、月割り計算を適用します。

- 本庁舎の問い合わせ先
 - ▷国保加入・脱退・減免など
国保年金課国保係 内2168
 - ▷税額など 税務課市民税係 内2120
 - ▷納付方法など 税務課税政係 内2195
 - ▷納付相談など 税務課滞納整理係 内2188
- 各庁舎の問い合わせ先
 - ▷国保加入・脱退など 地域振興課市民福祉係
表郷☎②2114 大信☎④2114 東☎③2116
 - ▷税額・納付方法など 地域振興課総務係
表郷☎②2111 大信☎④2111 東☎③2112

お知らせ
News
**高齢者が安心して暮らせる地域に
生活支援体制整備事業**

☎本庁舎高齢福祉課 内2156

市では、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていただけるように、地域での支え合いの仕組みづくりを推進しています。

各地域に話し合いの場を設け、住民の皆さんから地域の困りごとや良いところなどの意見をいただくとともに、支え合い活動に関するワークショップを行っています。どなたでも参加できます。

《開催日程》※時間はすべて午後1時30分から

地域	開催日	会場
白河	第4月曜日	中央老人福祉センター（北中川原）
表郷	第4水曜日	表郷保健センター（表郷金山）
大信	第3火曜日	大信デイサービスセンター（大信増見）
東	第3水曜日	東農業技術センター（東釜子）

※祝日などにより、日程が変更になることがあります。

お知らせ
News
**介護職員初任者研修と
実務者研修資格取得支援事業**

☎本庁舎高齢福祉課 内2156

市では、介護職員初任者研修または実務者研修を終了後、介護事業所などに就労する意欲のある方を対象に、研修受講に要した費用の一部を補助します。今年度より補助の対象を拡大しています。



- 対象経費 研修受講に要した費用
- 上限額
 - ▷介護初任者研修 上限6万円
 - ▷実務者研修 上限20万円
- 補助要件
 - ①申請日に本市に住所を有する
 - ②研修終了後、申請日まで引き続き3か月以上、市内、西白河郡および東白川郡内に所在する介護事業所などで介護職員として就労している
 - ③他の補助金などの交付を受けていない
 - ④申請日に市税などの滞納がない
- 申請期限 研修終了の翌日から起算して1年以内
- 申請方法 本庁舎高齢福祉課に申請してください。

■新型コロナワクチンのお知らせ

《12～17歳の新型コロナワクチン接種（3回目）》

国の方針に基づき、12～17歳を対象とした3回目接種を開始しました。

- 対象年齢 2回目接種から6か月以上経過した12～17歳（平成16年4月2日～平成22年4月1日生まれの方）
- 使用ワクチン ファイザー社製ワクチン（12歳以上用）
- 接種の手続き 1・2回目を集団接種で受けた方には、後日、接種日時と場所が記載された「接種日時のお知らせ」をお送りします。
- ※3回目の集団接種は、5月中旬で終了予定です。
- 持参物 接種券付き予診票、接種済証、委任状（同伴者が保護者以外の場合）、おくすり手帳
- 個別接種を希望する方へ 医療機関で予約し、接種を受けてください。実施医療機関は、市ホームページをご覧ください。



◀新型コロナワクチン接種関連



◀個別接種実施医療機関

- 1・2回目を集団接種以外で接種した方へ 令和3年10月までに2回目接種を終えた方で、3回目接種を本市の集団接種で希望する方は、市コールセンターにご連絡ください。
- その他
 - ①16歳未満の方は、保護者の同伴が必要です。※予防接種を受けるには、保護者（父・母）の同伴が原則となっていますが、事情がある場合には、委任状の提出により、保護者以外（祖父母など）の同伴による接種が可能です。
 - ②アレルギーなどの事情で接種できない方もいます。接種していない方に対するワクチンの強制や、差別的な扱いをすることのないようお願いします。

《4回目接種のお知らせ》

現在、国で4回目の追加接種を検討しています。詳細が決まり次第、広報紙や市ホームページなどでお知らせします。

《新型コロナワクチン接種コールセンター》

☎0120-567-343

●受付時間 午前9時～午後5時 ※月～金曜日



お知らせ
News
**ひきこもり相談支援センター
「TUNAG～つなぐ～」を
ご利用ください**

☎本庁舎社会福祉課 内2145

市では、ひきこもりがちな方やそのご家族などからのさまざまな相談に応じるとともに、その内容に応じて適切な支援機関へつなぐ相談窓口を開設しています。

年齢を問わず、市民ならどなたでも無料で利用できますので、悩みや苦しみを抱え込む前に気軽にご相談ください。

- 場所 中町18-1（福）優樹福祉会本部ビル3階
- 開所日 毎週火曜～土曜日／午前9時～午後6時 ※祝日・年末年始を除く
- 問い合わせ先 ☎②9696 / FAX②9666
メール tunag-soudan@yuju294.or.jp

お知らせ
News
**ユースプレイス県南を
ご利用ください**

☎本庁舎社会福祉課 内2145

市では、孤立感や就学・就職、対人関係への悩みなど、社会生活に困難を抱えがちな若者に対し、仲間と楽しく過ごしたり、何かを始めるきっかけを見つけたりする居場所を開設しています。若者支援サポーターを配置し、個別相談や各種プログラムを実施していますので、気軽にご相談ください。

- 場所 高山西162-34
- 開所日 毎週水曜・金曜・土曜日／午後1時～5時 ※祝日・年末年始を除く
- 対象 概ね15歳～39歳で未就学・未就労の方
- 利用料 原則無料
- 問い合わせ先 ☎070-2014-9882 ※担当直通

お知らせ News

空き家・空き店舗を 活用しませんか？

☎本庁舎まちづくり推進課 内2238・2242

《空き家バンク》

空き家の所有者と利用者をマッチングして空き家の流通を図る制度です。

●登録できる物件

市内の一戸建てや併用住宅で、居住がなく、または近く居住されなくなる予定の物件

●利用方法

申請書類に必要事項を記入し、提出してください。



《空き家改修等支援事業》

空き家バンクに登録された物件の改修費と家財処分費を予算の範囲内で補助します。

●対象 空き家バンクに登録された物件の購入者および賃借者

※5年以上定住など、条件があります。

- 補助率 ▷改修費 2分の1 (上限額150万円)
- ▷家財処分費 10分の10 (上限額5万円)

《空き家解体補助金事業》

空き家の解体費を予算の範囲内で補助します。

ただし、解体工事着手前の申請が必要です。

- 対象 次の全てに該当する空き家
 - ①5年以上使用されていない
 - ②昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された
 - ③公共事業の補償対象でない
 - ④所有権以外の権利が設定されていない
- 補助率 3分の1 (上限20万円)

《空き店舗等を活用したまちなか再生支援事業》

空き店舗・空き家を活用したまちなかへの出店を支援するため、改修費などの一部を補助します。

- 対象区域 第3期中心市街地活性化基本計画区域内
 - 対象物件 路面に面した1階の空き物件で、原則3か月以上営業目的で利用していないもの
 - 対象者 空き店舗などで新たに事業を行う民間事業者
 - 対象経費 改修費、設備費、広告宣伝費、家賃など
 - 補助率
 - ▷リノベーション改修支援 2分の1 (上限500万円)
 - ▷まちなかチャレンジ支援
 - 小売・飲食業 3分の2 (上限200万円)
 - サービス業 3分の2 (上限100万円)
 - 募集開始 5月20日(金)から ※先着順
- ※予算額に達した時点で終了します。審査要件など詳しくは、市ホームページへ。



お知らせ News

高齢者世帯へ火災警報器 設置費を助成します

☎本庁舎高齢福祉課 内2155

対象世帯へ火災警報器設置費の一部を助成します。

- 対象 次の全てに該当する世帯
 - ①市内に住所を有し、65歳以上のみの世帯
 - ②住民税が非課税の世帯
- 申込期限 令和5年3月31日(金)
- 募集世帯 50世帯 ※1世帯1回
- 助成額 警報器本体と設置費用の合計で9,000円を限度に3台まで助成 ※3台の合計で9,000円
- 申込方法 設置場所の写真、費用明細がわかる領収書、申請者本人名義の通帳の写し、申請者が住宅の所有者でない場合は住宅所有者の承諾書を提出してください。

お知らせ News

白河市多子世帯 給食費負担軽減事業

☎健康給食推進室 ☎③1266

義務教育を受けている第3子以降の児童生徒の学校給食費を全額助成します。

- 対象 次の全てに該当する世帯の保護者
 - ①児童生徒とその保護者が市内に住所を有している
 - ②同一世帯に18歳以下の兄弟姉妹が3人以上いて、義務教育を受けている第3子以降の児童生徒がいる

※未就学児は対象外

※就学援助等を受ける場合は、就学援助等が優先

- 申請方法 5月下旬頃に学校を通じてお知らせと申請書を配布します。

